

河合町議会会議録

令和6年 2月16日 開会

河合町議会

令和6年第1回（2月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 （2月16日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第1号の質疑、討論、採決	11
○議案第2号の質疑、討論、採決	16
○議案第3号の質疑、討論、採決	17
○議案第4号の質疑、討論、採決	18
○議案第5号の質疑、討論、採決	19
○議案第6号の質疑、討論、採決	22
○議案第7号の質疑、討論、採決	25
○議案第8号の質疑、討論、採決	26
○議案第9号の質疑、討論、採決	28
○議案第10号の質疑、討論、採決	28
○承認第1号の質疑、討論、採決	31
○同意第1号の質疑、採決	31
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	33

○閉会の宣告.....	34
○署名議員.....	35

河合町告示第5号

令和6年第1回（2月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6年 2月 9日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和6年2月16日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第 1号 令和5年度河合町一般会計補正予算について

議案第 2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について

議案第 3号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算について

議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 7号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

議案第 8号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 9号 河合町手数料条例の一部改正について

議案第10号 工事の請負契約について

承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）

同意第 1号 固定資産評価員の選任について

令和 6 年 2 月 1 6 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第1回（2月）河合町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年2月16日（金）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 議案第 2 号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 3 号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 6 議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8 号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9 号 河合町手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 工事の請負契約について
- 日程第13 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）
- 日程第14 同意第 1 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 杵 本 貴 司

2 番 常 盤 繁 範

3 番 梅 野 美智代

4 番 佐 藤 利 治

5 番 中 山 義 英
7 番 長谷川 伸 一
9 番 大 西 孝 幸
1 1 番 岡 田 康 則

6 番 坂 本 博 道
8 番 杵 本 光 清
1 0 番 馬 場 千恵子
1 2 番 疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	企 画 部 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 長	上 村 卓 也	福 祉 部 長	浮 島 龍 幸
環 境 部 長	石 田 英 毅	ま ち づ く り 推 進 部 長	福 辻 照 弘
ファシリティ マネジメント 推 進 室 長	中 島 照 仁	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	佐 藤 桂 三	教 育 委 員 会 長 教 務 局 次 長	中 尾 勝 人
財 政 課 長	松 本 武 彦	税 務 課 長	木 村 浩 章
管 財 課 長	西 村 直 貴	住 民 福 祉 課 長	古 谷 真 孝
福 祉 政 策 課 長	浦 達 三	上 下 水 道 課 長	上 原 郁 夫

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第5号をもって令和6年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和6年第1回臨時会は成立いたしますので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和6年第1回（2月）臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に先立ち、このたび、石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震により、亡くなられた方々のご冥福と被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。被災地の皆様の安全確保と、一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

本町といたしましても、災害自治体を支援するため県と共同し、2月14日、奈良県のカウンターパートである穴水町に2名の職員を派遣したところでございます。本日より支援業務に従事しているとの報告が入っております。今後におきましても、現地の状況につき

まして、随時報告をさせていただきます。

さて、今臨時議会では、議案第1号から議案第10号の10議案、承認第1号の1承認及び同意第1号の1同意の合計12案件を提出させていただいております。後ほど、副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて、招集の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番、佐藤利治議員、5番、中山義英議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月9日、議会運営委員会を開催しておりますので、岡田康則議会運営委員長に会期等について報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会より報告いたします。

去る2月9日に議会運営委員会を開催しまして、日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日2月16日の1日限りといたします。

本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第10号の10議案、承認第1号の1承認及び同意第1号の1同意、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査についてを上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期等は、委員長報告のとおり、本日１日限りといたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第１号から第10号までの10議案、承認第１号の１承認、同意第１号の１同意について、提案理由の説明をお願いします。

○副町長（佐藤壮浩） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、今臨時会に上程いたされました議案第１号から第10号までの10議案、承認第１号の１承認、同意第１号の１同意の合計12案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第１号 令和５年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ１億1,273万6,000円を追加し、予算総額を84億3,169万9,000円とするものでございます。

それでは内容について、歳出からご説明いたします。８、９ページをお願いします。

今回の補正のうち、報酬、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、職員の退職や育児休業等による減少及び人事院勧告に準拠した給与改定による増加などを反映し、人件費全体で822万2,000円の増額となっております。

次に、人件費以外の項目についてご説明いたします。８、９ページの中段をお願いします。

款２総務費、項１総務管理費、目11減債基金費では、普通交付税追加分のうち、臨時財政対策債償還基金費相当額を積み立てるとして、2,289万8,000円増額するものでございます。

14、15ページの下段をお願いします。

款７土木費、項４都市計画費、目３公共下水道費では、下水道担当職員に係る人事院勧告

に準拠した給与改定に伴い、下水道事業特別会計に23万1,000円繰り出すものでございます。

20、21ページの中段をお願いします。

款11公債費、項1公債費、目1元金では、将来的な公債費の減少及び利子負担の軽減を図るために繰上償還を実施するとして、償還金を8,138万5,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明します。6、7ページをお願いします。

款11地方交付税では、普通交付税追加分として、5,564万8,000円増額するものでございます。

款19繰入金では、歳入歳出の財源調整として、財政調整基金繰入金を5,708万8,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出1億1,273万6,000円の増額補正となっております。

次に、議案第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ23万1,000円を追加し、予算総額を6億8,760万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、議案第1号 令和5年度河合町一般会計補正予算と同様、人事院勧告に準拠した給与改定によるもので、8、9ページの歳出では、給料、職員手当等及び共済費を、6、7ページの歳入では、一般会計繰入金をそれぞれ計上しております。

以上、歳入歳出23万1,000円の増額補正となっております。

次に、議案第3号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、議案第1号 令和5年度河合町一般会計補正予算と同様、人事院勧告に準拠した給与改定によるもので、人件費を33万3,000円増額するものでございます。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、一定の時間数を超える時間外勤務手当の割増率の改定及び時間外勤務代休時間制度について、労働基準法の取扱いを踏まえ、国家公務員においても導入されていることを鑑み、本町においても導入すべく、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年8月7日にあった人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決されたことなどを受け、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、若年層を中心に給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を再任用職員以外の職員で年間0.1月分、再任用職員で年間0.05月分、それぞれ引き上げる改正を行うものであります。

なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

次に、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年8月7日にあった人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを受け、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるものでございます。

なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

次に、議案第7号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年8月7日にあった人事院勧告の趣旨に沿い、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを受け、同法令により期末手当を支給するとされている国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に基づき、国会議員に支給されている期末手当の支給月数が引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、議案第6号と同様に、期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるものでございます。

なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第8号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和5年8月7日にあった人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決されたことなどを受け、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、議案第 5 号と同様に、給料月額を引き上げるものでございます。
なお、この条例は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

議案第 9 号 河合町手数料条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、令和元年 5 月 31 日に公布された戸籍法の一部を改正する法律が施行されることで、本籍地以外での戸籍証明書等の取得及び行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることに伴い、令和 5 年 12 月 6 日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることから、条例の一部を改正するものです。

なお、この条例は令和 6 年 3 月 1 日から施行するものです。

議案第 10 号 工事の請負契約についてでございます。

このことにつきましては、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、旧小学校中央公民館防災拠点整備工事第 2 期。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、6 億 9,300 万円。

契約の相手方、共同企業体の名称、村本・豊国特定建設工事共同企業体。

代表者、北葛城郡広陵町大字平尾 11 番地－1。

村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長 南條秀和。

構成員、河合町池部 2 丁目 7 番 5 号。

株式会社豊国、代表取締役 山本成己。

なお、議案書とは別にお手元に資料といたしまして、入札執行結果、仮契約書の写し、第 2 期工事の概要図をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、承認第 1 号 令和 5 年度河合町一般会計補正予算（第 8 号）についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 26 日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 7,248 万 5,000 円を追加し、予算総額を 83 億 1,896 万 3,000 円としたものでございます。

第 2 条、繰越明許費の補正は 3 ページをお願いします。

新たに1事業を追加し、総額を6,160万8,000円としたものでございます。

今回の補正につきましては、物価等の価格高騰に伴い、住民税非課税世帯の児童及び住民税均等割のみ課税世帯及び児童を対象に支援するものでございます。

それでは内容について、歳出からご説明いたします。10、11ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目37新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰交付金低所得世帯支援分では、当該事業に係る事務費及び交付金として7,248万5,000円増額したものでございます。

次に、歳入について説明します。8、9ページをお願いします。

款15国庫支出金では、当該事業の財源として地方創生臨時交付金を増額したもので国庫補助率は100%です。

以上、歳入歳出7,248万5,000円の増額補正となっております。

次に、同意第1号 固定資産評価員の選任についてでございます。

このことにつきましては、固定資産評価員として西村直貴氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、上程いたされました12案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第1号 令和5年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） まず、2点ほど質問させていただきます。

全体的なところの部分になるんですけれども、先ほど、議案の説明をいただいた副町長のほうからも、総額という形で人件費の部分のご説明がありました。その部分に関して、

確認の内容で質問させていただきたいんですけれども、増額の金額を見ますと、少額に感じるんです。そこの部分で確認したいんですけれども、これに関しましては、増額させる人件費としては全職員を対象としているのかというところの部分、それと、そういった場合においては、この数字の裏づけとしては、人件費の部分の、例えば不用額が確定しているとか、また、執行残という部分というところで、ある程度、見込みとしては使わない形となっている、そこの部分と差引きした金額で、今回、この数字が出されているのかというところを確認させていただきたい、これが1点目。

それと、2点目なんですけれども、歳入のほうで地方交付税5,564万8,000円ございます。人事勧告に基づく遡及した増額分を盛り込まれた形で交付されているものと解しているところなんですけれども、その部分で勉強のために確認させていただきたいんですけれども、その交付税として交付された内容として、人件費の増額分に必ず充てないといけませんよ、この部分に関してはしっかり内訳として、ここの部分は指定されていますからといった限定と言いますか、指定されている形での交付になっているのか。自由度が確かあるような気がするんですけれども、そこの部分を確認させてください。

以上、2点質問します。よろしくお願いします。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 1点目にご質問いただきました人件費の件ですが、確かにおっしゃるように、今回、上げさせていただいている人件費につきましては、合計で822万2,000円増額という形になっております。おっしゃるように、職員の、例えば退職を見込めなかった者の退職や病休、育休など、ほぼほぼ反映した形で、差引きでさせていただいております。

あと、地方交付税の関係なんですけれども、今回、5,564万8,000円ということで、交付税の追加交付というのがございます。

この中で大きく2つに分かれておりまして、1つは経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費というところで、この部分の中に、経済対策の事業と人勧に伴うものというものが含まれております。

もう一つが臨時財政対策債の償還基金費ということで、6年度、7年度の償還に対して、元々、6年度、7年度に交付する予定の部分の前倒しで交付される。ですので、その部分については、6年度、7年度は償還を充てるために、減債基金に積む部分ということになっております。

それぞれの金額につきましては、臨時財政対策債の償還に充てる部分としまして、約2,290万円。その残りというのが、経済対策の事業や人勸に充てるものという形にはなっております。

ただ、この算定の根拠というところでございますけれども、基本的に人口を基本として算定をしている部分となっております。具体的に例えば言いましたら、1人当たりの各産業売上高とか人口の増減率とか、1人当たりの事業所数、それとか高齢者、障害者人口割合とか、そういったものを根拠として配付されているという形になっております。

その関係上、河合町ではもともと交付税の趣旨とこのような算定根拠がございますので、一般財源の扱いという形で認識しております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、2回目の質問をさせていただきます。

ご答弁の中に明確な返答がなかったんで、改めて2点伺いたいんですけれども、人件費の増額分、これ全員分ですね、全職員分ですか。これを伺いたい。

それともう一つ、最後にいろいろご説明いただきまして、一般財源の扱いだという形でご説明いただきました。そうなりますと、前の定例議会が出された議案の部分で関連するところではあるんですが、簡単に言うと人件費の部分で抑えると、そういった形のものを判断されたというところの部分での選択肢として、やはりあるのかなと。

例えばですけれども、すべからず人件費全部、全ての、今回、関連議案が出ておりますけれども、その部分に充てる形だけではなくて、それぞれの自治体はその財政状況を行政の状況によって、選択することができる。簡単に人件費に充ててくださいね、じゃ、人件費に充てますではなくて、うちの町としては、ここの部分に充てたいのということができのかどうか。その自由度の確認をさせていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） まず、人件費が全職員の部分になるのか、人勸の部分になるのかどうかというところにあるのですが、全職員という形でございます。

あと、交付税の絡みなんですけれども、通常、今回みたいな追加交付というのは日頃、そんなに頻繁にあるものではございません。今回、追加交付の中での国の通知文書というところによりますと、先ほども申し上げましたような経済対策事業とか、あと、人勸に伴う影響額分も含まれている。それに充ててもいいですよというような形になっているということで

ございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは質問が2件ございます。

先ほどの常盤議員の質問に関連しますが、今回、人件費、職員関係で543万5,000円、会計年度任用職員関係で278万7,000円、合計822万2,000円の追加となっております。先ほどの常盤議員の質問に対する答弁を聞きまして、今年度、令和5年度の人件費累計予算として、職員関係で幾ら、会計年度任用職員関係で幾らになるか教えてください。

また、質問2点目は、長期債の償還元金について、これについて実質負担軽減という配慮から繰上償還するとなっておりますんですが、この繰上償還する対象の公債費、どのような町債を選別して繰上げしているのか、簡単でもいいですから教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私から1問目にいただきました人件費に関するご質問についてお答えいたします。人件費の今までの累計なんですけれども、このあと、ご審議していただきます専決補正の分の人件費の増も含めてなんですけれども、人件費総額で16億8,262万3,000円となっております。

ただし、それが正職員に係る者、会計年度任用職員に係る者と、今、明確に分類する資料を持ち合わせておりませんので、その内訳については、後日報告させていただけたらと考えております。申し訳ございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

上村部長。

○総務部長（上村卓也） 2つ目の質問にお答えさせていただきます。

長期債償還元金は、今回、8,138万5,000円を計上させていただいております。その中身、内訳を申し上げさせていただきますと、起債の件数といたしましては、合計で9件しております。借入年度は、22年度から27年度の借入れの部分の繰上償還という形になっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは1つは今回、財政調整基金を繰入れしているわけなんですけれども、

繰入れ後、予算的には幾らになるでしょうか。

もう1点は、先ほど人勧実施の関係とか言われているんですが、もう一回ちょっと整理して人勧実施分で幾ら増える、それから、退職者等の関係で幾ら減ったという形で、説明していただけないでしょうか。

以上です。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 財政調整基金の今回、取り崩すことによる残高という形でよろしいですか。すみません。

9億905万3,000円ということになります。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私のほうからは、人件費に関するご質問にお答えいたします。まず、もともとの人事院勧告の影響額として考えておりましたのが、3,388万7,000円でした。それが、今回、先ほど部長が答弁いたしました執行残などの想定を差引きいたしまして、今回は補正させていただいています822万2,000円、ここまで圧縮したものでございます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 再質問を兼ねて言います。

今の小野次長の分について言えば、差引きについてはさっき聞いた。要するに、人勧分として先ほど言った分、恐らく計算すれば出るんでしょうけれども、退職等で減った分として何ぼということで800万何ぼということのをちょっと明確にしてほしいという内容でした。

もう一つは、減債基金のほうも今回の積立てをした上で、結局、減債基金としては、今、今年度は幾らになるか、累計でということも教えていただきますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 失礼いたしました。

先ほどの答弁の中で退職等により影響額が減少した分といたしましては、2,566万5,000円になります。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 減債基金の今回の補正を反映した残高ということになりますが、1億936万8,000円ということになります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほど、長谷川議員のほうから繰上償還の中身ということで、9件、22年から27年の分ということでお聞きしたんですけれども、その内容なんですけれども、起債番号とか事業名、金額など後で資料として出してもらうことはできますか。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） はい、分かりました。そうしたら議会終了後という形で、また、出させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これより議案第1号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第1号 令和5年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算については可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第3号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） これより議案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第3号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算については可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第６、議案第４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○２番（常盤繁範） 先ほど、議案説明いただきまして、内容のほうを理解させていただいております。情報のほうも事前に読ませていただいて、労働基準法に基づくというところの部分で合わせるという説明をいただきました。お題目というか、やるべきことというのはしっかりと条例で明文化されているんですけども、じゃ、実際はどうかというところで確認させていただきます。

勤怠管理、どういうふうにしていますか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 職員の出退勤の管理というのは、庶務管理システムというシステムを導入しておりまして、出勤時に手元のパソコンで出勤情報を入力し、退勤する際にまた退勤ということで、操作するというシステムが備わっております。

○２番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○２番（常盤繁範） 追加で確認させていただきたいんですけども、それはその職員本人が行う形でしておりますか。管理職の人間が代わりにやっているとか、そういうことはありませんね。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 出勤、退勤の操作は各職員が行いまして、それを管理職が検印するという仕組みになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(正田俊文) 日程第7、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○5番(中山義英) 議長。

○議長(正田俊文) 中山議員。

○5番(中山義英) これも令和5年8月の人事院勧告に基づく給与改定につきまして、河合町は勧告に基づいて、令和5年4月から遡及適用を行った場合、人件費に係る費用は正規職員、再任用職員、会計年度任用職員、特別職及び議会議員を含めると、総額で約3,400万円かかるというふうな説明を受けました。

3,400万円を河合町が自腹を切るというのであれば、ちょっときついなと思いつつ、自分なりに調べてきました。すると今回の給与改定に伴って、増額となる人件費につきましては、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額の単位費用に、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員は含まれることが分かりました。

また、特別職、議会議員職についても、私の調べる限りでは、今回の人事院勧告に基づく分では地方交付税の基準財政需要額に含まれると、取りあえず、私は解釈しているんですが、そのあたり、特別職、議会議員の今回の人勧分で増える分につきまして、地方交付税の基準財政需要額に反映されるのかどうか、そのあたり、ちょっとご説明をお願いします。

○議長(正田俊文) 総務部長。

○総務部長(上村卓也) まず、普通交付税の中に人勧の部分、需要額に含まれるということ

で、確かに国の通知文書などと言いましたら、その部分が含まれていて、その部分に充てていただいていいですよというような形になっております。

あと、人勧の部分で特別職、議員の部分については、それが含まれているかどうかというところなんですけれども、実際のところ、文書を見る限り、そういった文言として明文化されているところはありません。ただ、認識としましては、その部分も含まれているというふうな認識はっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そういうことは簡単に言うと、河合町が一旦、立替払いした分を後で、地方交付税で補填される。いわゆる、基準財政需要額に含まれるというふうな解釈をしとけばいいということで、議員も特別職も含めてということで間違いないということですね。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 需要額に含まれているというところにつきましては、間違いございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 12月には、かなりきつご指摘もさせていただきました、この件については。

職員の皆さんにアンケートを取ったということを伺っておるんですけれども、どのような結果が出て、どのような声が上がったのか、ちょっと教えていただけたらと思うんですけれども。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務次長。

○総務部次長（小野雄一郎） お答えいたします。

職員のアンケートといいますか、意見徴収を行っております。

期間といたしましては、昨年12月20日から本年1月15日までの期間に行っておりまして、総勢201件の意見が寄せられております。

その中で、国家公務員の例に倣い、令和5年4月1日に遡及して実施すべきという意見が83.6%、もともとの12月議会にご提案させていただいた、令和6年4月1日から実施すべき

というのが12.4%、そして、これは給与改定をしないでいいんじゃないかという意見も少ないですが2.5%ございました。そして、その他の意見として1.5%となっております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 確認をしたいんですけれども、後学のために確認したいんですけれども、12月定例議会で廃案になっている議案がございます。これ、遡及する形で出し直せるというんですか、新たに出されている形であるんですけれども、12月の時点での議案の提出のプロセスというか考え方としては、先ほど第1号議案で確認させていただいたとおり、この交付税の措置として、充ててもいいですよと、人件費増額に充ててもいいですよというところの部分で、町としては、ほかのところで使う形の部分を、予算として使う部分も模索した結果として議案が出されていたのか。

そういったところも、議会が議決を経て今回出されている形がありますから、そこは理解しているんですけれども、そこを確認させていただきたいんですけれども、いかがですか。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 12月に出させていただいたときには、今、議員がおっしゃっていただいたように、交付税というものが入ってくるというのは理解をしておりました。

ただ、どの部分に充てるかというところで、河合町の現状の中で、それ以外の部分に充てたとしても、かなり状況が厳しいというところもございましたので、そういう形で遡及はなしという形で上げさせていただいたものでございます。

で、その後、決算見込み等もだんだんと明確になってきつつございます。そのようなところも踏まえるのと、あと、その今年度もそうですし、来年度以降の部分の収支見通しという部分についても、ある程度、また、分かってきているところがございますので、実際に財政状況は厳しいというのは変わりませんねんけれども、その中でも、どうにかこれをやったとしてもいけるのではないかとというようなところで、今回、上げさせていただいたものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第8、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 前の議案でも質疑があった内容ではあるんですけども、こちらのほうの増額分、交付税措置のところの部分で明文化されていないけれども、充てることができるというところの部分の選択肢として、今回、遡及する形で議案を提出されたということで解してよろしいですか。

○議長(疋田俊文) 上村総務部長。

○総務部長(上村卓也) はい、そのとおりでございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の議決に係る確認みたいで申し訳ないのですが、先ほどの人勸関係の補正予算の人件費の分については一般職だけで、特別職及び議員については入っていないという理解でしていたんですが、そういう見方でよかったのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野総務次長。

○総務部次長（小野雄一郎） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、議案第1号の補正予算の中には特別職及び議会議員に関する期末手当の補正予算は含まれておりません。

その理由なんですけれども、今回、特別職の部分なんですけれども、例えば、副町長の不在期間とかございましたので、そういった予算を今、減額しておりませんでしたので、その中で対応が可能だということで考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そうしたら、議会議員の分などについては、議決されればまた補正するということになるのか。さっきのはどういうことでしょうか。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 議会議員の皆様の補正予算に関しましては、実は昨年1月30日なんですけれども、臨時議会が開催されまして、議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正が可決されております。

このことにより、同年2月1日から議員報酬の削減と期末手当の特例の措置というのが施行しております。ただ、このタイミングにつきましては、令和5年度予算編成がほぼ完了しているタイミングでございましたので、令和5年度予算案に反映させておりませんでした。そのことから、一定の不用額が生じる見込みでありますので、その中で対応させていただこうと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論をお願いします。討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対ですが先によろしいでしょうか。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

大変、財政が厳しく、住民サービスの低下につながるようなことも検討しているという状況でありますので、住民に姿勢を示すということでは、引上げせずに頑張るということではないかという思いで、今回、反対させていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私、反対の立場ですので、賛成の方を優先していただければ。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 現在、行われている町長を例にとっても給与の3割カット、まだ、未知の話ですが、退職金辞退とおっしゃった公約、町長の心意気に私は賛同したいと思っております。

また、町長の任命した他の特別職の方も、町長のお考えを理解していると私は考えております。よって、議案第6号に賛成したいと思っております。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対の討論をさせていただきます。

非常に厳しい言い方をさせていただきますが、まず、町長、副町長、就任されてから一丁目一番地としての財政再建の計画、そういったところの部分、熱い思いはお伺いしているんですけれども、実際にその計画案は出されておられません。議会に対して説明を受けておりません。そういう形で考えますと、今後の行先というものが確定していない時点で、自らの報酬をカットされている姿勢というのは理解できますけれども、やはり、この人勧の部分に関しても同様の姿勢を取るべきではないのかと解しております。

また、先ほどの議案第1号のほうで確認させていただいたとおり、選択肢はあるはずなんです。非常に少額ではありますが、その増額される分をほかの予算に使っていただくという選択肢を取っていただきたいと、そのように考えまして、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については可決されました。

◎議案第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 9、議案第 7 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論を求めます」と言う者あり）

○2 番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2 番（常盤繁範） 反対の討論をさせていただきます。

前の、その前の議案でも申し上げた内容なんですけれども、議会としても財政再建に向けての取組の部分で、まだ示されていない形の中で模索している段階でございます。

そういう状況の中で、人事院勧告に合わせて、遡及させて増額させるというところの部分に関しましては、我々はそこを放棄すべきではないか。それによって、先ほども説明させていただきましたけれども、財源としてほかの予算に充てていただきたい。少額ではあります、そのような形を取っていただきたいという気持ちを持って、自らの報酬の増額の部分は否定させていただきます。反対討論させていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4 番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4 番（佐藤利治） 賛成の討論をさせていただきたいと思います。

皆さん、よくご存じなんで省いてもいいんですけれども、今回の人事院勧告、労働基本権

制約の代償措置として、公務員、職員に対して社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保するためのものです。現在、民間の方も物価高以上の賃上げを目指し、今、各経営者が努力しとります。

もし、私が豆腐 1 丁をお買物しに行っても、民間の方の金額と私の買う金額は一緒でございます。これは、職員についても同じように物価高を経験しております。そういう意味で、国が精査して考えて決めたことについて、私はそれを理解して賛成に回りたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6 番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

やはり、財政と住民生活が厳しい中で、行政運営の業績も一翼を担う議会としても、住民に姿勢を示すことでは、今回、引上げせずに頑張るということによいのではないかということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結します。

これより議案第 7 号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第 7 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 10、議案第 8 号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 議長、申し訳ございません。質問させていただきたいのですが、議案の読み上げ、旅費という言葉が入っていたんですけれども、よろしければもう一度申し上げていただけるとありがたいのですが。

○議長（疋田俊文） 日程第10、議案第8号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はないですか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質疑1点します。会計年度任用職員というのは、例えば、令和5年度の10月とか11月に退職された方に対しても遡及するのか。その点をちょっと教えていただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の遡及適用は、令和5年度中に在籍された履歴のある方全て、退職されていようが遡及してお支払いさせていただこうと考えております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第8号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第11、議案第9号 河合町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第9号 河合町手数料条例の一部改正については可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第12、議案第10号 工事の請負契約についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 議長、あらかじめ確認させていただきたいんですけども、資料でつけられております入札結果の部分の資料ですが、こちらの内容についても質疑を認めていただくことは可能でしょうか。いかがですか。

○議長（疋田俊文） はい。

○2番（常盤繁範） よろしいですか。ありがとうございます。

では、議案の内容に基づきまして、添付されている資料、内容について、1点確認させていただきます。あくまで確認なんですけれども、これ、非常用電源の件ってどういう形になっていましたでしょうか、この工事で。もともと、第1期工事で済んでいましたでしょうか。それとも別の形で今後、考えられるのか、そこをお答えいただきたいんですけれども、いかがですか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島次長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） お答えさせていただきます。

非常用電源につきましては、第1期工事で機器導入しておりますので、第2期工事で改めて導入するということではございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加で確認させていただきたいんですけれども、災害用トイレのマンホール、そういったところの部分、第1期工事で終わっているということですよね。そこを確認したいんですけれども、いかがですか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島次長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 第1期工事につきまして、災害トイレを4基設置しております。また、第2期工事につきましても、7基を新たに設置する計画となっております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） この工事における金額が出ておりますけれども、JV間で2者の比率とかいうのはあるんですか、ないんですか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島次長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 申請書におきまして、出資比率、代表者は65%、構成員が35%とされております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道）　今回、入札は1者ということなんですが、応札業者というのは何者だったんでしょうか。

○議長（疋田俊文）　総務部長。

○総務部長（上村卓也）　1者になっております。

○議長（疋田俊文）　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　今回、2期目の工事も1期目の工事も1者しか応札がなくて、今回も1者しかないんですが、近年、建設業界も非常に忙しいということを聞いておりますけれども、町として、前回1期目に1者しか応札がなかったことに対して、どのようにこの2期目は入札告示をしたのか。聞きますところによると、建設新聞には公報を出したと聞いておりますが、ホームページ以外、もっとほかの業者にも当たられるような公報はされたんでしょうか。その点、担当の方にお尋ねします。

○議長（疋田俊文）　上村総務部長。

○総務部長（上村卓也）　まず、第1期目の工事というのが、結局、1者ではなかったというふうに思います。5者程度あったというふうに思います。今回、今、言っていただいたように建設新報のほうに掲載をさせていただいたということでございます。

○7番（長谷川伸一）　はい、議長。

○議長（疋田俊文）　長谷川議員。

○7番（長谷川伸一）　私が言い間違えましたんで、訂正します。おわびします。

○議長（疋田俊文）　他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文）　異議なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文）　全員であります。

よって、議案第10号　工事の請負契約については可決されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第13、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認に決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、同意第1号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

西村直貴氏の一身上の都合でありますので、退場を求めます。

（管財課長 西村直貴 退場）

○議長（疋田俊文） これより、同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

（「すみません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これは質疑はないんですか。

○議長（疋田俊文） では、質疑をしてください。結構です。

○5番（中山義英） すみません。今回、職員の方を一応、選任してこられたということで、任期はどれぐらい考えておられるのか。それと、税務課におられたときの在籍期間、こういう固定資産の業務に携わって何年とかあると思うんです。その辺の明確な基準を、河合町はやっぱり、今後は設けていかないと、5年以上とか。で、やはり人材育成の観点から、新たな固定資産評価員を育成していくということも大事だと思うんです。

それと、その異動があってから、これ、10年たてば制度というのは物すごく変わるんです。そういった観点から言うと、やはり、その部署を異動してから5年ぐらい、少なくとも5年以内ぐらいの人を評価員に充てていくほうが、僕は一番いいのかなと思います。

今回、いろいろある中で、西村さんを選んでこられて、別に反対ではないです。でも、今後としても、その人材育成という観点からも、ある程度、税務課の経験、経歴、それプラス異動してから何年以内、それと任期という、ある一定の基準を設けて、選任していかれるほうが私はいいのかなと思うんで、ここはちょっと町の考えもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 現在、議員がおっしゃるように、基準というのがございませんので、今、意見いただいた内容を基に、あまり長い年数ということになりましたら制度が変わるところもございますので、その辺も含めて基準を設けていきたいというふうに思っております。

（「質疑を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問をさせていただきます。

私としましても、この同意案件につきましては、賛成の方向で先に姿勢を示しておきたいと思うんですけれども、1つ、留意点、心配点がございます。

この対象者の方はすごく負担になりませんか。既に、重責を担っていらっしゃる私としては解しておりまして、また、加えて、さっきの中山議員のほうから質疑があったとおり、その専門知識を有する部分のところから、大分、年数が離れていらっしゃる。そういったところで、また、いろいろ、一生懸命詰め込んでいかないとけないという、短期の間にね。そういった形の負担等も考えると、すごくこの対象者の方に対して、負担に思われるんじゃないか。そういったところを憂慮する、心配しているところでございます。

その上で質問させていただきたいんですけども、選考に当たって何人の方をピックアップ

して、最終的にこの同意案件を出されているのかというところを説明いただけますか。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

選考に当たりまして、税務課経験者もそうですけれども、その中で特に固定資産税の担当を経験した者ということで、まず、拾い上げております。それが、7人をまず挙げたという形になっております。その中で西村を選任したということでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価員の選任については同意することに決しました。

西村直貴氏、入場願います。

（管財課長 西村直貴 入場）

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、議会の運営に対する事項について、閉会中もこれを継続したいという旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の報告の申出のとおり、閉会中も継続調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文）　これで本日は全て議了しました。

令和6年第1回臨時会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会　午前10時47分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英